



STEP 2

現地調査

実際の現地で土壌中のガスや
表層土壌を採取して分析し、汚染の状況を調べます。

そこで汚染が確認された場合は、
汚染区画についてボーリング機器を使って詳細な調査を行います。

COLUMN

土壌汚染対策法に基づく区域の指定について

[要措置区域]

土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置(対策)が必要な区域。措置を目的とする以外は、原則として開発行為等は禁止されます。



[形質変更時要届出区域]

汚染されているけれど人への摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがない土地。汚染の除去等の措置(対策)は不要ですが、土地の形質を変更する際は14日前までに届出が必要です。



概況調査(表層調査)

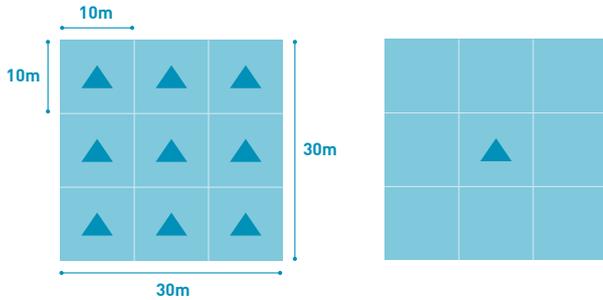
表層からサンプルを採取して、平面的な分布範囲と程度を把握する調査です。

対象地を10m×10mの単位区画に分け、その10m格子ごとに土壌やガスを採取し、分析を行います。

揮発性有機化合物(第一種特定有害物質)

採取地点数

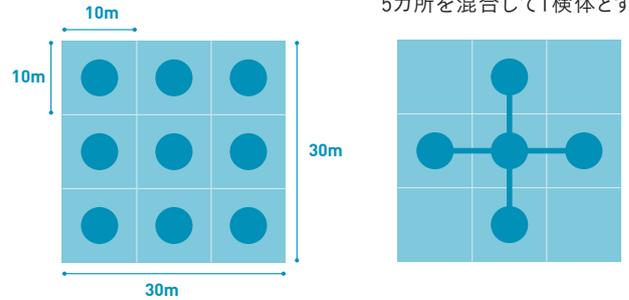
- 汚染のおそれが多い場合
- 汚染のおそれが少ない場合



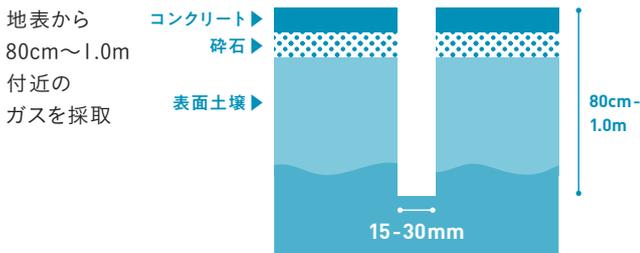
重金属類/農薬類(第二種、三種特定有害物質)

採取地点数

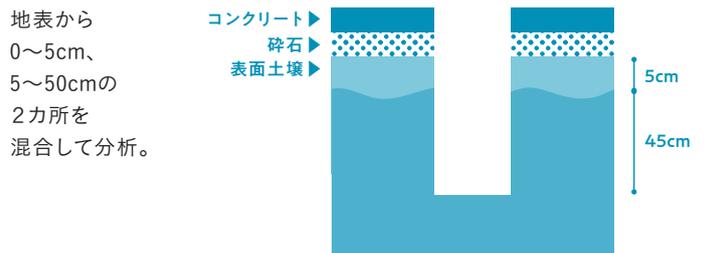
- 汚染のおそれが多い場合
- 汚染のおそれが少ない場合
5カ所を混合して1検体とする



土壌ガス採取(地表から調査)



表層土壌採取



詳細調査(深度調査)

概況調査で汚染が確認された地点について、深度10mまでボーリング調査を行います。

行政手続きの進め方

指定区域で掘削等の汚染対策を行う、汚染対策後に指定を解除する場合は行政手続きが必要です。

形質変更時要届出区域内において掘削等を行う場合

法第12条に基づいて計画の届出「形質変更時要届出区域における土地の形質の変更届出書」を14日前までに作成し申請する必要があります。



汚染土壌を区域外に搬出する場合

法第16条に基づいて計画の届出「汚染土壌の区域外搬出届出書」を14日前までに作成し申請する必要があります。



区域解除をする方法

汚染の除去が行われた場合は指定が解除されます。措置が適正に行われたことを確認できる「措置完了報告書」を提出します。

